

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業

【添付資料2】

落札者決定基準

2023年10月

愛知県

目次

1 落札者決定基準の位置付け	1
2 落札者決定方法の概要	1
(1) 事業者選定の方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 審査の体制	1
3 審査の手順	3
4 審査方法	4
(1) 資格審査	4
(2) 提案審査	4
ア 基礎審査	4
イ 総合評価	5
(3) 落札者の決定	7

1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が、愛知県基幹的広域防災拠点の整備・運営等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定を行うに当たり、県が設置した愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 PFI 事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

2 落札者決定方法の概要

（1）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用する。

本事業は、愛知県基幹的広域防災拠点の設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者に委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な事業の遂行を期待するものである。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令 372号）が適用される。

（2）審査の進め方

審査は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や本事業の基本的条件及び要求水準を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（3）審査の体制

委員会は、応募者から提出された事業提案書の審査を行う。

委員会は、以下の9名の委員により構成される。

<委員会の構成（敬称略）>

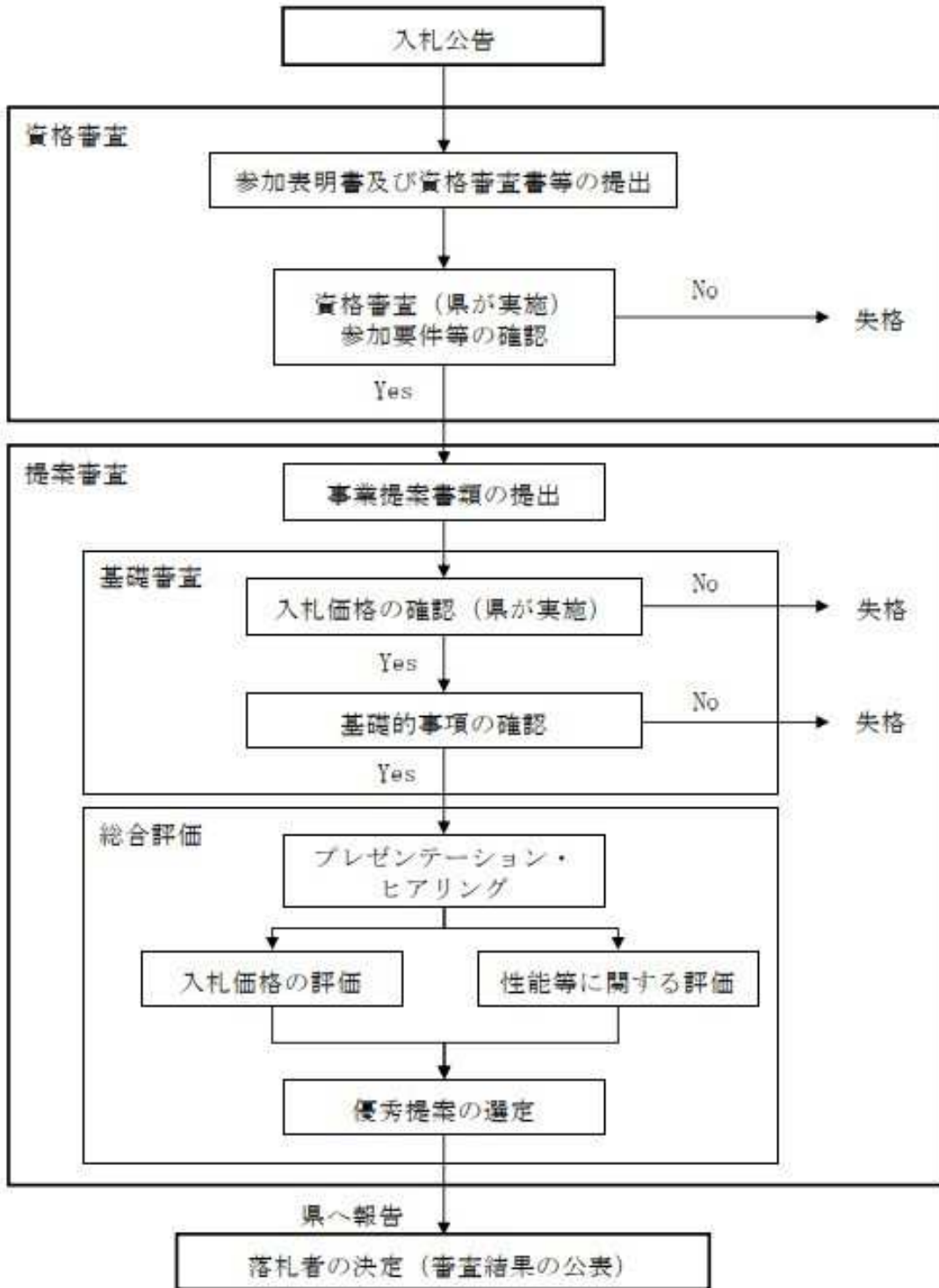
区分	氏名	所属・役職等（2023年10月日時点）
委員長	加藤 義人	岐阜大学工学部客員教授
委員	福和 伸夫	名古屋大学名誉教授 あいち・なごや強靱化共創センター長
	稲田 眞治	日本赤十字社愛知医療センター 名古屋第二病院救命救急センター長
	秀島 栄三	名古屋工業大学大学院教授
	山形 康郎	関西法律特許事務所 弁護士
	若原 幸秋	若原幸秋公認会計士事務所 所長 公認会計士
	半田 修広	名古屋市消防局長
	伊井 誠	豊山町副町長
	木村 吉誠	愛知県防災安全局長

委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募者等が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合は、失格とする。

3 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



4 審査方法

(1) 資格審査

参加表明書と併せて応募者から提出された資格審査書類について、県は入札説明書に示す参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができることとする。資格審査の結果、参加要件等を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

本審査では、県及び委員会において、応募者から提出された入札書等及び事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認する。

(ア) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された応募者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の応募者は失格とする。

(イ) 基礎的事項の確認

県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、下記の基本的事項及び要求水準を満足していることの確認を行う。

a 提出書類の確認

提出を求めている書類が全て揃っており、指定した様式に必要な事項が記載されているか。また、事業提案書全体において、矛盾あるいは齟齬がないかの確認を行う。

b 要求水準書に対する提案内容の確認

各応募者の特定事業に係る提案内容が、県の要求する水準及び性能に適合していることに加え、任意事業も含めた本事業が実現可能であることの裏づけが示されていること及び必要な費用の裏づけが合理的であることの確認を行う。

c 事業遂行能力に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているか否かについて、以下の項目から確認を行う。

確認項目	確認内容
特別目的会社 (SPC)の組成内容	・代表企業の出資比率が構成企業の中で最も高くなっているか。 ・構成企業全てが出資しているか。また、議決権付株式の保有者は構成企業のみか。
資金調達の方法	・資金調達先(出資、借入)、調達額、調達条件(金利等)が明示されているか。
融資機関からの関 心表明書の有無	・融資機関の関心表明書が添付されているか。 (添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。)
借入金の返済能力	・借入金の返済を想定した収支計画となっているか。
保険の付保	・県の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施 設整備計画等の整 合性	・事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合が 取れた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金・金利等の前提 条件の的確な設定	・税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	・各提案書類の計数の整合性が取れているか。
事業収支計算の適 切性	・収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュールの合 理性	・入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な工程 となっているか。

a～cの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とし、全ての要件に適合していると確認された応募者は、総合評価の対象とする。

イ 総合評価

(ア) ヒアリング

提案の趣旨等を確認するため、ヒアリング及び応募者によるプレゼンテーション並びに県との対話（以下「ヒアリング等」という。）の実施を想定している。また、ヒアリング等においては、統括管理責任者の予定の者及び SPC の代表の予定の者に加え、各業務の責任者も出席者に含むものとする。

(イ) 入札価格等の評価

応募者の入札価格及び「事業者に対するインセンティブ」にかかる県への還元の提案比率（以下、「提案還元率」という。）に対して、以下の考え方にに基づき得点化を行い、提案還元率の評価（以下、「還元率点」という）は価格点に含まれる。なお、入札価格点については、算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入して評価し、提案還元率点については、「(ウ) 性能等に関する評価」と同様に評価して採点基準を乗じる。

$\begin{aligned} \text{入札価格点等評価点} &= \text{入札価格点} + \text{提案還元率点} \\ \text{入札価格点} &= \text{価格点（還元率点を除く）} \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格} \\ \text{提案還元率点} &= \text{還元率点} \times \text{各評価に対応する採点基準} \\ \text{価格点の配点} &: 30 \text{ 点} \end{aligned}$
--

(ウ) 性能等に関する評価

ヒアリング等を踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、審査を行う。

また、各審査項目において、要求水準を充足しない提案内容があった場合は、失格とする。

提案内容を評価する際の審査項目・配点は、以下のとおりとし、評価の視点については、別表のとおりとする。

審査項目	配点
① 計画全体に関する事項	40 点
② 施設整備計画に関する事項	40 点
③ 運営計画に関する事項	72 点
④ 維持管理計画に関する事項	10 点
⑤ 任意事業に関する事項	8 点
合計	170 点

提案項目の加点方法は以下のとおりとする。

加算点の評価は各項目において、A～Eの5段階評価とし、Cを標準として各段階を相対的に評価する。なお、提案内容の品質を確保する観点から、いずれの応募者も委員の採点結果の平均が85点未満であった場合は、最優秀提案を選定しないこととする。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	標準的である	各項目の配点×0.50
D	やや劣っている	各項目の配点×0.25
E	劣っている	各項目の配点×0.00

(エ) 最優秀提案の選定

入札価格の評価による点数（30 点満点）と性能等の評価による点数（170 点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

県は、(2) の結果を踏まえ、最優秀提案の応募者を落札者として決定する。

なお、最優秀提案が複数ある場合には、当該応募者がくじ引きを行い、くじ引きの結果をもって、県は落札者を決定する。

別表 審査項目（170 点満点）

① 計画全体に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
本事業実施の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業実施の基本方針について、本事業を取り巻く環境、事業目的、立地特性等を踏まえた、優れた考え方が示されているか。 ・愛知県が目指す、進化し持続的に発展する防災協働社会の実現に資する考え方が示されているか。 ・愛知県の上位計画における防災拠点の役割・機能を理解し、災害の種類や被害の程度、広域さに応じて、拠点の機能を維持するとともに機動的で柔軟に対応する考え方が示されているか。 ・平常運用時における計画地内の施設の活用について、各施設の特性を踏まえた、優れた考え方が示されているか。 	様式B
実施体制、事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・設計から開業準備、平常運用時の運営・維持管理、拠点運用時の運営・維持管理について、具体的かつ実績を踏まえた実現可能性の高い実施体制が示されているか。 ・統括マネジメント業務や主要な運営業務の企画・推進を担う専門的な人材を配置するなど、充実した人材配置や組織体制、その他本事業を円滑に実施するための実施体制面での工夫について、具体的かつ優れた体制となっているか。 ・事業の継続性に資するよう、想定されるリスクが的確に分析され、具体的かつ効果的なリスクの低減・防止策及びリスクへの対応策（保険付保を含む。）が提案されているか。 	様式C
統括マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業全体に関する十分なノウハウや、業務実績等を有する統括管理責任者及び業務責任者を配置するとともに、それをサポートする体制が構築され、事業を統括し、円滑に遂行するための方策について提案されているか。 ・本事業全体のガバナンスを適切に維持しうる体制が提案されているか、またその体制を円滑に運営するための工夫が具体的に示されているか。（本事業を 	様式D

審査項目	評価の視点	対応様式
	<p>構成する各業務及び事業全体について、それぞれ評価する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なコスト管理について、経費支出の適正化、効率化が図られるような具体的な方策が提案されているか。 	
地域連携・地域貢献、景観配慮等	<ul style="list-style-type: none"> 地域と連携しながら、本施設を拠点とした地域貢献を推進するための具体的かつ優れた方策（任意事業を除く）が提案されているか。 愛知県の経済に寄与するため、県産材がより多く利用されているか。 交流人口を増加させるための貢献策が具体的に提案されているか。 隣接する空港や整備地から視認できる遠方の周辺景観などの地域特性を踏まえ、周辺の景観との調和が図られたデザインが提案されているか。 	様式 E
事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達の妥当性・確実性、財務の健全性と安定性の確保策、収入計画等の実現可能性と減収への対策等について、具体的かつ優れた計画が提案されているか。 長期収支計画について、収入・支出の各項目の設定の根拠や考え方が明確かつ妥当であり、本事業の実施の基本方針と符合しているなど、全体として整合性の取れた計画が提案されているか。 	様式 F-1 様式 F-2

② 施設整備計画に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
設計及び建設計画	<ul style="list-style-type: none"> 拠点運用時の全体の施設計画において、施設全体が整備方針や基本方針（要求水準書）を踏まえた基幹的広域防災拠点の機能が十分発揮されるように、具体的かつ優れた計画が提案されているか。 拠点運用時の全体の施設計画において、各部隊(人)と物資輸送車等（車両）の動線が錯綜しないように、ゾーニングや動線計画が合理的に計画されているか。 拠点運用時の物資搬送車両のピーク時を想定した 	様式 G 様式 Q

審査項目	評価の視点	対応様式
	<p>動線の課題(人と車両の錯綜対策も含む)が適切に把握され、具体的かつ優れた対策が提案されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常運用時の消防学校施設の施設計画において、実践的な訓練が可能で、整備方針や基本方針等を踏まえた機能が十分発揮されるように計画されているか。 ・平常運用時の公園エリアの施設計画において、魅力的で県民等の利用者が訪れてみたくなるように計画されており、運動施設等の各施設は、整備方針や基本方針等を踏まえた機能が十分発揮されるように計画されているか。 ・平常運用時の全体計画において、快適で利便性が高いゾーニングや動線計画となっており、エリア間、施設間が連携し、相乗効果が発揮される様な具体的かつ優れた計画が提案されているか。 ・平常運用時の駐車場に関する課題が適切に把握され、具体的かつ優れた対策が提案されているか。 ・ユニバーサルデザインに配慮した、具体的かつ優れた計画が提案されているか。 ・カーボンニュートラルやSDGsに積極的に寄与する、具体的かつ優れた計画が提案されているか。 	
<p>構造計画 設備計画(ライフライン途絶対策設備を含む) 什器・備品計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模激甚災害(南海トラフ地震やスーパー伊勢湾台風など)に対し、高い防災機能が発揮される具体的かつ優れた構造計画、設備計画(ライフライン途絶対策設備を含む)、什器・備品計画であり、ライフラインが長期に途絶した場合でも拠点が維持出来るような具体的かつ優れた計画が提案されているか。 ・メンテナンスがしやすく、将来の改修に対して柔軟に対応できる構造計画、設備計画(ライフライン途絶対策設備を含む)、什器・備品計画が提案されているか。 	<p>様式H 様式Q</p>
<p>施工計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態や資材高騰への対応、公共側で実施する事業用地引渡計画の更新(事業用地買収、不発弾の発見、埋蔵文化財の発掘等)や公共工事(県工事及び町工事)の進捗との調整について具体的に提案され 	<p>様式I 様式Q</p>

審査項目	評価の視点	対応様式
	<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等への配慮や地球環境に対する負荷低減に配慮した適切な施工計画が提案されているか。 ・設計から開業までのスケジュールについて、関係機関との調整や適正な検査期間などを踏まえた実現可能なスケジュールであり、スケジュールを短縮するための工夫について具体的に提案されているか。 	

③ 運営計画に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
消防学校及び公園の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・防災啓発・人材育成関連運営業務について、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成していくため、具体的かつ優れた防災啓発・人材育成プログラム（防災展示を含む）が提案されているか。また、常に最新の防災情報等を提供できるように工夫されているか。 ・防災ビジネス等運営業務について、進化し持続的に発展する防災協働社会を形成するため、企業等（スタートアップを含む）がビジネスの拡大や新事業の展開を検討する機会を提供するような具体的かつ優れた方策が提案されているか。また、常に最新の動向を把握し、時代の変化に対応できるよう工夫されているか。 ・県が施策として進めている他事業と連携した取組みが具体的に提案されているか。 ・スポーツ等各種イベントやその他の運営業務について、各施設の稼働率を高めて地域の賑わいを創出する具体的かつ優れた方策が提案されているか。 ・拠点運用時の初動、拠点開設、拠点の引渡しにおいては、地震・風水害の別、日中や夜間など管理形態の違いなど、それぞれの状況に応じた具体的かつ積極的な対応方法が提案されているか。 	様式 J
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・平常運用時の運営目標（KPI）を設定し、その達成のための利用促進策について、具体的かつ優れた方策が提案されているか。 	様式 K

審査項目	評価の視点	対応様式
	・利用者に対するサービス向上について、具体的かつ優れた方策が提案されているか。	
収益事業・各種提案事業	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動施設、多目的広場（１）、多目的広場（２）等の施設及び消防学校の教育棟その他の各施設の運営について、利用者等のニーズに対応できる、具体的かつ優れた施策が提案されているか。 ・利用料金等の価格設定について、施設運営や集客戦略等を踏まえ、対象施設の付加価値を高めるための工夫等が提案されているか。 	様式 L
開業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・開業準備（従業員の育成や消防学校・公園の利用方法の周知等）について、具体的かつ優れた方策が提案されているか。 ・従業員が防災拠点の役割や機能を十分認識できるように、災害時等の対応マニュアルを作成し、拠点運用時にマニュアルに沿った行動が出来るような方策が提案されているか。 	様式 M

④ 維持管理計画に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
効率的な施設維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・平常運用時の建物や設備の維持管理、清掃や警備等の管理業務について、効率的かつ効果的に実施され、故障や不具合等が発生した場合に利用者からの苦情が発生しないような、具体的かつ優れた対応や体制が提案されているか。 ・緊急時の維持管理の継続や応急復旧への対応について、様々な状況を想定した柔軟性があり、実現可能な対応や体制が提案されているか。 ・拠点運用時の維持管理の継続や応急復旧への対応について、様々な状況を想定した柔軟性があり実現可能な対応や体制が示され、拠点運用時に重要な設備に万が一故障や不具合等が発生した場合に、拠点の機能に影響を与えないような、具体的かつ優れた対応（未然防止策を含む）や体制が提案されているか。 	様式 N
施設・設備の修繕・	・施設や設備、什器・備品等の修繕・更新については、	様式 O

審査項目	評価の視点	対応様式
更新計画	施設の利用者が安全、安心かつ快適に利用できる様な、具体的かつ優れた考え方が提案されているか。	

⑤ 任意事業に関する事項

審査項目	評価の視点	対応様式
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の価値を高め、相乗効果が期待できる具体的かつ実現可能性の高い事業が提案されているか。 ・実施企業や事業計画など、実現可能かつ具体的な方策が提案されているか。 ・事業リスクと特定事業の関係が示されているか。 ・豊山町が整備する「賑わい施設」や神明公園と連携して運営することにより、さらなる賑わいを創出するため、豊山町へのアプローチ手順が具体的に示されているか。 	様式 P